

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

#### 政令第九号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四百条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第一号中「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同項第四号中「四十八万円」を「四十九万円」に改める。

附則第十一条の二の見出し中「課する」の下に「平成二十九年及び平成三十年における」を加え、同条中「当分の間」を「平成二十九年及び平成三十年における保険料の算定について」に、「の適用については」を「を適用する場合には」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第四項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年以後の年度分の保険料について適用し、平成二十八年以前年度の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣 安倍 晋三